

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年3月は5,000円、同年4月から29年8月までは6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月頃から29年9月頃まで
② 昭和32年頃から34年頃まで

申立期間①については、A社のC営業所及びD営業所に正社員として勤務していた。社員の給料は、所属長が同社B支店に出向いて現金で預かってきていた。

申立期間②については、E市F町にあった、従業員が3、4人のG社という個人商店に勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年3月10日に被保険者資格を取得し、29年9月1日に同資格を喪失している未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合の被保険者記録には、申立人の旧姓名である「H」と記載されており、申立人の戸籍上の生年月日とは一日相違しているものの、その被保険者期間は、申立期間とほぼ同じ期間である上、厚生年金保険の番号が、申立人が当該事業所の前に勤務していた事業所における被保険者番号と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人

の記録であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合記録であった申立人のA社B支店に係る被保険者名簿における記録から、昭和28年3月は5,000円、同年4月から29年8月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の被保険者記録であると認められる前述の被保険者名簿における申立人の備考欄に、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示が確認できる。

しかしながら、当該表示以外に申立人のA社B支店に係る被保険者記録に基づく脱退手当金が支給されたことを示す資料及びオンライン記録等は見当たらない。

また、脱退手当金が支給されたとする当該被保険者記録は、昭和28年3月10日から29年9月1日までの期間で、被保険者期間が18か月（1年6か月）であるところ、厚生年金保険法の改正により、同年5月1日以降、女子の脱退手当金の支給要件は「被保険者期間が2年以上の者が資格喪失したとき」とされたことにより、同被保険者記録のみでは、脱退手当金の支給要件を満たさないことから、申立人の当該記録について脱退手当金が支給されたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社B支店における厚生年金保険被保険者記号番号と、同社に勤務する直前まで勤務していた事業所における記号番号が同一であるにもかかわらず、直前まで勤務した事業所の被保険者記録に基づく脱退手当金が支給されたとする記録は無く、申立人は現在、当該事業所の被保険者記録に基づく年金を受給している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B支店における被保険者記録に基づく脱退手当金を受給していないと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は「従業員が3、4人のG社という個人商店に1年ぐらい勤務していた。」と申し立てしているところ、オンライン記録により、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっている事業所を検索したが、申立人が勤務していたとする「G社」に該当する事業所は確認できない上、前述の申立内容以外は申立人の記憶も曖昧で、同僚等の名前も記憶していないことから、「G社」を特定することができない。

また、当時、従業員が5人以下の個人の事業所は、厚生年金保険の強制適用の対象では無かったことを踏まえると、申立人が勤務していたとする「G社」は、厚生年金保険に加入していなかった可能性もうかがえ

る。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「申立期間当時、社会保険労務士に事務を委託していたので、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していたと思う。」と申述しているところ、申立人以外の従業員についても、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 16 日から 44 年 9 月 28 日まで
② 昭和 45 年 6 月 15 日から 47 年 3 月 11 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 3 月 11 日の前後 2 年間において脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 4 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 3 人全員について、資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されており、当時、脱退手当金を受領した同僚の「脱退手当金は会社から現金で受け取った。」との証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

また、申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後である昭和 47 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。